

## 特記仕様書

- 1 業務名称 企業版ふるさとあげお応援寄附募集支援業務
- 2 業務場所 上尾市役所本庁舎 行政経営課事務室
- 3 業務概要 上尾市が行う地方創生事業に対し、企業版ふるさと納税による寄附を行う見込みのある企業（以下、「寄附見込企業」という。）を発掘し、働きかけを行う。
- 4 履行期間 契約締結日から令和7年3月21日（金）まで
- 5 業務内容
  - (1) 寄附を行う企業に対するベネフィットの整理及び検討  
企業版ふるさと納税制度を活用した事業について、寄附を行う企業に対するベネフィットを整理・検討する。ここでいうベネフィットとは、事業への寄附を行う企業に対する何らかの間接的裨益を意味する。
  - (2) 寄附見込企業のリスト化  
受注者は、調査分析の上、寄附見込企業をリストアップする。なお、上尾市へ令和6年度中に寄附を行った企業の情報については、非公表情報を除き、発注者から提供することも可能とする。
  - (3) 寄附見込企業への提案  
(2)でリストアップした企業に対し、個別に企業版ふるさと納税制度の仕組みの説明及び地方創生事業への寄附の提案を行う。なお、提案を行った企業名等については、8【表1】に示す提出期限ごとに発注者に書面で報告するものとする。（任意様式）
  - (4) 寄附見込企業へのフォローアップ  
寄附見込企業に対し、寄附実施等に関する相談対応を行う。
  - (5) 発注者への提案や助言等  
受注者は、企業の寄附実現性を高めるため、企業版ふるさと納税制度を活用した事業選定について助言や提案、企業への提案に効果的な資料作成支援や情報提供等を発注者へ行う。
- 6 委託金額  
成果報酬型 寄附金額×受注料率（1円未満の端数は切り捨てとする。）
  - (1) 委託金額は、上記金額に消費税及び地方消費税相当額を加算するものとする。
  - (2) 受注料率は10%以内とする。
  - (3) 受注者へ支払う委託金額の対象となる寄附は、寄附企業から提出された別紙資料1「寄附申出書」に当該受注者名が記入されており、かつ令和7年3月31日までに上尾市が寄附金額を受領したものに限る。

## 7 企業版ふるさとあげお応援寄附対象事業

別紙資料2「令和6年度上尾市企業版ふるさと納税対象事業一覧」のとおり。

なお、別紙資料2の目標金額は、想定される事業費の上限金額であるため、各事業における令和6年度の寄附受入可能額は、上尾市の寄附受領状況等により、当該金額を下回る可能性があることに留意すること。

## 8 納品成果物

受注者は、納品成果品を指定する期限までに発注者へ提出するものとする。納品成果品は【表1】のとおりとする。(PDF形式及びMicrosoft Excel形式)

【表1】

種別	提出期限
寄附見込企業のリスト	随時
報告書(1回目)	令和6年9月20日(金)
報告書(2回目)	令和6年12月20日(金)
報告書(3回目)	令和7年3月21日(金)

## 9 支払方法等

受注者は、発注者へ提出する報告書、寄附企業が上尾市へ提出する別紙資料1「寄附申出書」及び上尾市の寄附受領実績に基づき、業務履行の確認を受けた後、委託料の支払請求書を発注者に提出すること。発注者は、受注者からの支払請求書に基づき、委託料を支払うものとする。

※契約期間終了後、一括での支払いを予定しております。

## 10 一般事項

- (1) 業務遂行上必要な経費については、すべて受注者の負担とする。
- (2) 受注者は、仕様書及び特記仕様書に記載された業務を円滑に行えるように準備及び調整を行うものとする。その他法令により義務付けられている事項についても同様とする。
- (3) 受注者は、業務に関連して知り得た情報、その他の業務に関する機密を第三者に漏洩、開示してはならない。特に個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日号外法律第57号)その他関係法令等に基づき十分留意することとする。
- (4) 受注者は、履行期間内だけでなく、本契約終了後も情報機密保護を行うものとする。
- (5) 本業務の実施にあたり計画に変更が生じた場合、または本特記仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度速やかに発注者と協議を行い、事前に発注者の了解を得たうえで業務を遂行すること。